

一般社団法人日本臨床工学技士教育施設協議会へのヒアリング（要約）

目 的：臨床工学技士養成課程におけるサイバーセキュリティ確保に関する教育内容の確認及び、将来的に取り込む余地があるかなど、現状と課題について意見交換を行う。

いただいた主な意見：

- どの大学や専門学校も臨床工学の養成課程において、医療情報の講義や情報系の実習はあるが、サイバーセキュリティ単体の講義はない。学会の資格系では、サイバーセキュリティに関する内容を入れようとする動きはあるが、養成校のカリキュラム自体にはそれほど入っていない。
- 臨床工学技士の教科書である医用情報処理工学は作成から 17-18 年経過し、かなりの割合で養成校の教科書で使われているが、最後の章でセキュリティ関係が少し入っている程度。第 2 版 2019 年 第 1 版 2010 年であり、第 2 版から入ったと記憶している。内容としては、政策の話、DOS 攻撃、セキュリティホール、個人情報保護等が中心
- 2025 年 3 月に向けて、教科書を刷新する。現在、目次案を検討中である。セキュリティに関して図等を増やして多少ボリュームを増やす方向で検討中である。
- 病院実習で実習のカリキュラムにはサイバーセキュリティに関することは入っていないが、実習先の病院との話合いの中で、電子カルテシステムを実習で見学するような場合もある。
- 体系的な学習ではなく、守秘義務とか個人情報保護の観点からの内容であり、いわゆるサイバーセキュリティの観点からはほとんどふれない。
- 実際、臨床業務が忙しいので、医療機関内で医療機器のサイバーセキュリティ対応について責任の押し付け合いになることも予想されるが、教育は必要。病院の中で対応するためには、手当、人材、教育を充実させるべきである。
- 養成校レベルの情報教育では、国家試験に出てくる問題として、サイバー攻撃の種類とかファイアーウォールの機能とかそういったレベル。
- 医療情報部門にいる臨床工学技士もごくわずか。CE がすぐに実務部隊となるかは難しい。連携をするための橋渡しの役割を担うために、卒前教育と卒後教育をどうしていくかが重要ではないか。卒前と卒後の教育が一体となることも大事ではないか。
- 医療機器のサイバーセキュリティ確保に向けた人材の裾野を広げるために育成していくことは必要である。医療機器側は患者に影響を与える可能性がある。
- 上層部の理解も必要であり、診療報酬で対応してくれるのかも検討が必要。
- サイバーセキュリティ対策を実施してもお金を生まない。万が一の場合に被害を少なくすることはでき、医療機器の保守管理と同じように予防的に行うことが重要であるが、誰が責任をもつのか、医療機器安全管理責任者との連携も課題。
- 医療の DX 化だけでなく、サイバーセキュリティ確保等の基盤の評価が必要であり、できてないところに費用工面をするような仕組みも必要ではないか。